平成２８年（フ）第２２号
山口県下関市東勝谷３番17号　ディアコート１　202号、前住所山口県下関市豊北町大字田耕7639番地１
債務者　佐藤かおり
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
鹿児島県肝属郡東串良町池之原2260番地１
債務者　大重　政治
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
鹿児島県志布志市志布志町安楽4734番地16
債務者　松山　健次
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
佐賀市鍋島１丁目18番15号
債務者　田中　政寿
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６０号
熊本市東区沼山津４丁目12―10　小楠苑201号、住民票上の住所熊本県上益城郡益城町大字安永658番地３　203号　前住所福岡市南区高木３丁目５番33―307号
債務者　上田　真一
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０３号
熊本県菊池郡大津町大字大津1470番地２　ラベンダーハイツ202号
債務者　沖　由佳里（旧姓島野）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
青森県五所川原市金木町芦野84番地383　第二金木団地50号
債務者　塚本　侑希
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第７号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字甲音羽山65番地412　ながだい荘
債務者　横山幸三郎
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
青森市千刈１丁目13番19号
債務者　清水　千曲
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
青森県黒石市大字浅瀬石字清川５番地３
債務者　村上　國明
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２６号
名古屋市守山区大字下志段味字池段寺933番地の２　フォレスタヴェルデ202号
債務者　春田あゆみ
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６０号
愛知県日進市梅森台３丁目112番地　ラネージュ梅森台302
債務者　河口　淳二
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７０３号
名古屋市天白区植田西３丁目404番地　エスカーラ植田２Ｂ、従前の住所愛知県知多郡武豊町大字東大高字北浜田45番地３
債務者　福井　聖一
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２４号
名古屋市港区入場２丁目1307番地　アーク入場103号
債務者　柴田　悦司
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８７号
名古屋市北区辻町１丁目32番地の１　県営辻町住宅５街区４棟605号
債務者　伊藤　眞弓（旧姓安井）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２号
山口県美祢市秋芳町秋吉724番地２　秋吉八重団地Ｂ306号
債務者　大塚　哲男
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
山口市平井309番地２　県営住宅３―401
債務者　柚木　正美
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで　山口地方裁判所民事部破産係